

質問回答

2020年12月15日

「(案件名)パレスチナジェニン市上水道整備計画準備調査(QCBS)」

(公示日:2020年11月18日/公示番号:20a00697)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---------------------------------|---|--|
| 1 | 企画競争説明書第1章9(2)2) 契約業務履行上のリスク | パレスチナ滞在中に COVID19 陽性となったり、重症化した際に緊急搬送を検討するのにあたり、国内でのラマラへの移動、イスラエルへの入国、テルアビブ空港の利用が可能かどうか等、パレスチナとイスラエルの両国における隔離対応及び移動制限に関して JICA パレスチナ事務所の直近の情報がありましたらお知らせくださいますようお願いいたします。 | 現時点で提供できる情報はありますが、渡航の検討を行う際には直近の入手情報の提供をさせていただき、渡航について検討いただく想定です。 |
| 2 | 企画競争説明書第2章5(3) ジェニン市上下水道マスタープラン | 2016年のマスタープラン策定後、2019年の改訂内容についても情報がありましたら資料に加えていただきたく、お願いいたします。 | 2019年に改定があったのはマスタープランではなく、Water Service Management Plan でした。訂正いたします。どちらも配布済み資料が最新版となります。 |
| 3 | 企画競争説明書第2章5(5) 技術協力との連携 | 実施中の技術協力プロジェクトの専門家や関係者から情報収集を行うにあたり、今後の専門家派遣についてはどのように予定されているでしょうか。 | 実施中の技術協力プロジェクトにおいて、現時点では専門家派遣の再開時期は未定です。状況が判明し次第適宜情報共有いたします。 |
| 4 | 企画競争説明書第2章6(14) 適正揚水量調査 | 適正揚水量調査の仕様書案はあるでしょうか。(P.44 関連)が仕様書案が示されている箇所かと思慮いたしますが、当該箇所に該当する記載がございません。 | 適正揚水量調査の仕様書案はありませんので、ご提案内容を評価させて頂くこととなります。企画競争説明書第2章6(14)適正揚水量調査にある「(P.44 関連)」との記載は、「(P.39 関連)」に訂正します。適正揚水量調査は、P.39 の 5.見積書作 |

| | | | |
|------------|---|---|--|
| | | | 成にかかる留意事項(2)において「見積書とは別に見積り金額を提示する」費目であることを示しています。 |
| 5 | 企画競争説明書第2章6(15)環境社会配慮事項等にかかる調査 | 本調査は現地再委託による実施が認められていますが、現地再委託に係る費用は本見積、別見積のどちらへの計上となりますでしょうか。 | 環境社会配慮事項等にかかる調査は本見積に計上してください。 |
| 6 | 企画競争説明書第3章5(2)2)安全対策経費 | 安全対策に関して、JICA パレスチナ事務所から便宜供与を受ける事項はあるでしょうか。例：安全車両の手配 | 安全対策に関して、現時点では事務所からの便宜供与は情報提供となります。 |
| 7 | 企画競争説明書第3章6(1)3)ジェニン市水道事業実施能力プロジェクト進捗報告書(2019年2月) | 現在実施中の技術協力プロジェクトの2019年2月以降の進捗報告書についても配布可能でしたらお願いいたします。 | 業務進捗報告書2(2020年10月)を配布いたします。ご希望の方は、 gegwt@jica.go.jp までお申し出下さい。 |
| 以上、12/4 回答 | | | |
| 8 | P16 第2章 5.(1) | 「なお、新型コロナにかかる業務の代替提案については、「第3章 1. (2) 2)業務実施の方法」に記載の制限ページ外とする。」に関して、どこに記載すべきかご指示お願いいたします。 | 新型コロナにかかる業務の代替提案については、「以下は制限ページの対象外」と明記した上でプロポーザル第2章の末尾にてご提示ください。 |
| 9 | P23 第2章 6.(14) | 「本業務は現地再委託を認める(P.44 関連)。」における P.44 の内容をご教示お願いいたします。 | (質問4に対する回答の通り) 企画競争説明書第2章6(14)適正揚水量調査にある「(P.44 関連)」との記載は、「(P.39 関連)」に訂正します。 |
| 10 | P24 (15)環境社会配慮事項等にかかる調査 | 環境社会配慮調査に関して、「現地再委託を認める」とあります、他に認められている現地再委託と同様に「別見積」との理解で良いでしょうか。 | (質問5に対する回答の通り) 環境社会配慮事項等にかかる調査は本見積に計上してください。 |

| | | | |
|------------|--|--|--|
| 11 | P39 第3章 5(2) | <p>「以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。1) 旅費(その他:戦争特約保険料)」について、上記「旅費」には航空券代も含め別見積りを提示するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>価格点を高くするためには報酬を削減せざるを得ませんので、航空券を含め高額なものは本見積での計上は適正ではないと考えます。</p> | <p>別見積りとする「旅費」には航空券代は含めません。</p> <p>合理的、効率的な渡航回数で計画するなど工夫をしていただき、本見積に計上してください。</p> |
| 12 | 配布資料:環境社会配慮 カテゴリ B 報告書執筆要領 | <p>配布いただいた「環境社会配慮 カテゴリ B 報告書執筆要領」は2017年4月版で、2019年版とはスコーピングの方法等が異なりますが、本調査は2017年版で整理を行うのでしょうか。最新版を参照する必要があるれば、最新版の配布をお願いします。</p> | <p>最終報告書の作成に当たっては、2019年11月版の執筆要領をご参照ください。2017年版をお送りした皆様に対してはJICAより2019年版を送付し差し替えさせていただきます。</p> |
| 以上、12/8 回答 | | | |
| 13 | 14 ページ 2. プロジェクトの概要 (3) プロジェクト内容 | <p>「市営井戸の改修」と「上記井戸ポンプの改修」が挙げられていますが、通常「井戸の改修」には井戸本体の改修（井戸洗浄、異物除去、井戸増掘等）と井戸ポンプの交換（配管交換含む）が含まれます。一方、準備調査の項目で井戸改修に関連する内容は23ページの「適正揚水量調査」だけであり、その中には「エアリフトと揚水試験（段階揚水試験）による水中ポンプの仕様検討」のみが記載されています。エアリフトと揚水試験により、井戸本体の能力に起因す</p> | <p>本調査においては、まずはエアリフトと揚水試験を行い、同結果を受けてその後の改修方針をご提案いただき、予算等も勘案の上、方針を決定する予定です。（要すれば契約変更を行います。）</p> <p>そのため、現時点で井戸本体の改修の必要性和その内容を検討するための調査をご提案いただく必要はありません。</p> |

| | | | |
|----|--|--|---|
| | | ると考えられる揚水量の大幅な低下が判明した場合、井戸本体の改修の必要性確認とその内容を検討するための調査も必要と考えられますが、プロポーザルで提案するという認識でよろしいでしょうか。 | |
| 14 | 23 ページ 6. 業務の内容 (14)適正揚水量調査 | 井戸洗浄後の揚水試験（段階揚水試験）との記載がありますが、通常井戸の揚水能力の評価には、段階揚水試験に加え、連続揚水試験と回復試験を行う必要があります。これらの試験についても、揚水試験に含まれているという認識でよろしいでしょうか。 | 今回は、井戸の可能揚水量を確認するため、段階揚水試験を実施します。連続揚水試験と回復試験についての実施は予定していません。調査中、何らかの理由で、追加で連続揚水試験と回復試験が必要であると判断された場合は、予算等も勘案の上、契約変更の上実施します。 |
| 15 | 39 ページ 第 3 章 5.見積書作成にかかる留意事項 (2) 4) | 別見積を提示するものの中に「現地再委託のうち自然条件調査及び社会条件調査（環境社会配慮調査含む）」とありますが、12/4 の質問・回答の 5. で「環境社会配慮事項等にかかる調査は本見積に 計上してください。」とあります。どちらが正しいでしょうか。 | 「企画競争説明書」と上記 No.5 回答との齟齬につきお詫びします。 環境社会配慮調査については、本見積に計上してください。 39 ページに記載の、別見積とする内容は以下の通りとなります。 1) 旅費（その他：戦争特約保険料） 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの 4) 現地再委託のうち自然条件調査及び社会条件調査（P. 30～34関連） 5) 揚水試験（適正揚水量調査等）（P.23 関連） |

| | | | |
|-------------|--|--|---|
| 16 | 31 ページ及び 32 ページ (3)地盤及び土質調査、 (4)測量調査 | 地盤及び土質調査、測量調査の個所数について ですが、主要施設である配水池及びポンプ場、 各、1箇所として想定してあるものと考えますが、 調査の段階で、追加の必要が生じた場合、契約 変更を行い、追加することはできますでしょうか | 追加の必要性が生じた場合は、協議の上、必要 に応じて契約変更を行います。 |
| 以上、12/15 回答 | | | |

以上